

## 国民健康保険からのお知らせ

### 国民健康保険被保険者証の更新を行います

10月31日が有効期限の国民健康保険被保険者証の更新を行います。

新しい被保険者証は、世帯主の方に郵送します。

(10月中旬を予定)

また、修学で登別市を離れる(住民票を異動する場合、国保・医療給付グループまたは各支所に被保険者証と印鑑、在学証明書または学生証の写しを持参し届け出をしてください)

※10月31日(土)までに被保険者証が届かない場合はお問い合わせください。

※納税相談が必要な方や被保険者証の記載内容に変更があり、届け出が必要な方については交付できない場合があります。

### ジェネリック医薬品希望カードをご活用ください

窓口での自己負担を軽減できるよう、ジェネリック医薬品の普及促進の一環として『ジェネリック医薬品希望カード』を新しい国民健康保険証に同封しますので、ご利用ください。

#### 【ジェネリック医薬品とは?】

新薬(先発医薬品)の特許期間終了後、新薬と同じ有効成分・効用で作られるのがジェネリック医薬品(後発医薬品)です。薬事法により、新薬と同じ品質を保つことが義務付けられていますので、安心して使うことができます。

※有効成分以外の添加剤が異なるため、効果の表れ方に差が生じたり、病状などによっては医師の判断により使用できない場合があります。また、窓口での自己負担が高くなる場合もありますので、使用するときには医師や薬剤師によく相談してください。

### 出産育児一時金制度の改正について

#### ●支給額を引き上げます

国民健康保険加入者が出産したときに支給される出産育児一時金が、10月1日から平成23年3月31日までの出産について42万円(※39万円)になります。

9月30日までの出産	10月1日～平成23年3月31日の出産
38万円(※35万円)	42万円(※39万円)

『※』の金額は、産科医療補償制度に加入していない医療機関での出産や妊娠22週以前での出産の場合

#### ●直接支払制度が始まります

10月1日以降の分娩に伴う費用の支払いについて、出産育児一時金として支給される額を限度に国民健康保険から直接医療機関などへ支払う制度です。

なお、出産費用が42万円に満たなかった場合の差額や直接支払制度を希望されなかった場合は、国民健康保険から本人に支給しますが、この場合は手続きが必要です。

▶**手続き場所** 国保医療給付グループまたは各支所  
▶**必要なもの** 保険証、印鑑(シャチハタ以外)、母子健康手帳、世帯主の振込口座が確認できるもの、産科医療補償制度登録証(医療機関でもらえます)、医療機関から交付される出産費用の明細書

※社会保険などの被用者保険に1年以上加入していた国民健康保険加入者が、被用者保険の資格喪失後6カ月以内に出産する場合、被用者保険から出産育児一時金が支給されますのでご注意ください。

### アンケート調査にご協力ください

国民健康保険では特定健康診査の受診率向上のためにアンケート調査を実施します。10月にアンケート用紙を送付しますので、ご協力をお願いします。

▶**対象** 昨年度の特定健康診査を受診しなかった方

問い合わせ 国保・医療給付グループ (☎<sup>05</sup>1771)

不動産登記<相続・売買・贈与など>  
債務整理<毎月返済すると生活費が不足していませんか?>

—早期ご相談が解決へのみちです—

お問合せ先0143-81-2000

**黒崎司法書士事務所**

登別市千歳町1丁目5番地3

時代が変わっても、  
あたたかさはかわらない。

 **第一滝本館**

ご予約・お問合せは

☎(0143)84-2111

<http://www.takimotokan.co.jp>

登別市登別温泉町5番地

[info@takimotokan.co.jp](mailto:info@takimotokan.co.jp)